

## 営業時間短縮の協力要請

対象期間：令和4年2月9日（水）から令和4年2月20日（日）まで

対象施設：①飲食店（宅配・テイクアウトサービスを除く）

②遊興施設（スナック、カラオケ店等）、結婚式場等

※①②のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

要請内容：[認証施設] 営業時間：午前5時から午後9時まで（※）（酒類の提供は可）

※通常の閉店時間が午後8時を超えて午後9時までの認証施設は、

営業時間：午前5時から午後8時まで

[非認証施設] 営業時間：午前5時から午後8時まで（酒類の提供は不可（利用者の持込を含む））

利用者の人数制限：1テーブル4人以内にして下さい

### 飲食店における

「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の遵守・徹底を！

事業者、利用者、みんなで感染防止対策を徹底し、感染を抑え込んでいきましょう。

お客様に安心して飲食を楽しんでいただくために、ガイドラインをしっかりと遵守し、感染防止対策を徹底しましょう！

※接客の際は、必ず不織布マスクを着用しましょう（換気をしていてもマスクの着用は必要です）。

## ガイドラインにおける予防のポイント

### ① 従業員・スタッフの健康管理を！

- ・従業員、スタッフは出勤前に必ず体温を計る
- ・休憩中を含め、店舗ではマスク着用を徹底する
- ・頻繁かつ適切な手洗いをする



### ② 換気対策の徹底を！

- ・空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上かつ1回に5分間以上）

### ③ お客様の感染防止を！

- ・人との距離を確保（1m以上）するか仕切りを活用する
- ・席は、対面の配置を避ける
- ・飲食時以外はマスクの着用を呼びかける
- ・客席やドアノブなど人が触れる個所の消毒をこまめに行う
- ・料理は小分けし、回し飲みはしないよう声がけをする



#### 【接待を伴う場合の留意事項】

- ・カラオケを利用する場合は、マスクを着用する
- ・カラオケのマイクはこまめに消毒する
- ・一緒にカラオケやダンス等を行う接待は当面自粛する

社交飲食業における感染拡大予防ガイドライン



外食業の事業継続のためのガイドライン



お問い合わせ先

営業時間短縮要請に関すること 山形県防災危機管理課 023-630-2231  
 協力金に関すること 山形県商工産業政策課 023-630-2361